

議員提出第3号議案

大阪府政務活動費の交付に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年3月24日

大阪府議会議長 鈴木 憲様

提出者

大阪府議会議員 杉江友介 肥後洋一朗
徳永慎市

賛成者

大阪府議会議員 横山英幸 徳村さとる
中野稔子 三橋弘幸
いらはら 勉 前田将臣
上田健二 橋本和昌
加治木一彦 藤村昌隆
原田こうじ 原田亮

議員提出第3号議案

大阪府政務活動費の交付に関する条例一部改正の件

大阪府政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

一大阪府政務活動費の交付に関する条例（平成十三年大阪府条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>3 第四条（会派に対する政務活動費）</p> <p>2 3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があつた場合におけるこれら的事由が生じた日の属する月の政務活動費の額については、第一項の規定により計算した額から、当該事由が生じた議員に係る当該事由が生じた日の翌日以降のその月の現日数を基礎として日割りをもつて計算した額を減じた額とする。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。</p> <p>4 （略）</p>	<p>3 第四条（会派に対する政務活動費）</p> <p>2 3 月の途中において、議員の任期満了、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があつた場合におけるこれら的事由が生じた日の属する月の政務活動費の額については、これらの事由が生じなかつたものとみなして算定する。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。</p> <p>4 （略）</p>
<p>2 第五条（議員に対する政務活動費）</p> <p>3 2 任期開始の日が月の途中である議員には、その月の政務活動費は交付しない。</p> <p>3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があつた場合におけるこれら的事由が生じた日の属する月の政務活動費の額については、その月の現日数を基礎として日割りをもつて計算した額とする。</p> <p>4 （略）</p>	<p>2 第五条（議員に対する政務活動費）</p> <p>3 該月の政務活動費は交付しない。</p> <p>2 任期開始の日が月の途中である議員には、当該月の政務活動費の額については、これらの事由が生じなかつたものとみなして算定する。</p> <p>4 （略）</p>
<p>2 第十一条（政務活動費の返還）</p> <p>3 会派又は議員は、第四条第三項又は第五条第三項の規定により計算した額を超える政務活動費の交付を受けたときは、議長が規程で定めるところにより、その超える部分の金額に相当する額の政務活動費を速やかに返還しなければならない。</p>	<p>2 第十一条（政務活動費の返還）</p> <p>3 会派又は議員は、第四条第三項又は第五条第三項の規定により計算した額を超える政務活動費の交付を受けたときは、議長が規程で定めたところにより、その超える部分の金額に相当する額の政務活動費を速やかに返還しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提 案 理 由

国の文書通信交通滞在費が、就任日数に関わりなく定額支給することとされていることについて多くの批判が寄せられるなど、国民・納税者による公金の使われ方に対する厳しい視線が注がれている。

大阪府議会における政務活動費については、これまでも使途の特定や会計帳簿等の公表、残余額の返還など、適正な執行を図ってきたところである。

しかしながら、今般、現行の定額交付をやめ、就任日数に基づき日割により計算した額による交付に改めることにより、府民からの府議会に対する信頼・期待に応えるため提案する。